

伊方発電所2号機の 廃止措置計画の審査状況について

令和2年2月18日
四国電力株式会社

伊方発電所 2号機の廃止措置計画の審査状況

○ これまでの経緯

年 月 日	内 容
昭和57年 3月19日	2号機 営業運転開始
平成24年 1月13日	2号機第23回定期検査のため停止
平成30年 5月23日	2号機の運転終了
平成30年10月10日	2号機の廃止措置計画を国へ申請 愛媛県、伊方町へ事前協議を申入れ
平成31年2月8日	愛媛県原子力安全専門部会で申請概要をご説明
令和元年11月27日	2号機の廃止措置計画の補正書を国へ提出 愛媛県、伊方町へ事前協議の補正を申入れ

○ 審査の状況

国の審査においては、ヒアリングや審査会合で廃止措置計画の申請内容などを説明し、審査での指摘事項の回答は全て終了したことから、令和元年11月27日に指摘事項などを反映した補正書を提出した。（補正内容は記載の明確化、適正化）

また、審査の一環として令和元年12月23日に国による現地確認（社内規程・記録の確認、現場設備の確認）を受けた。

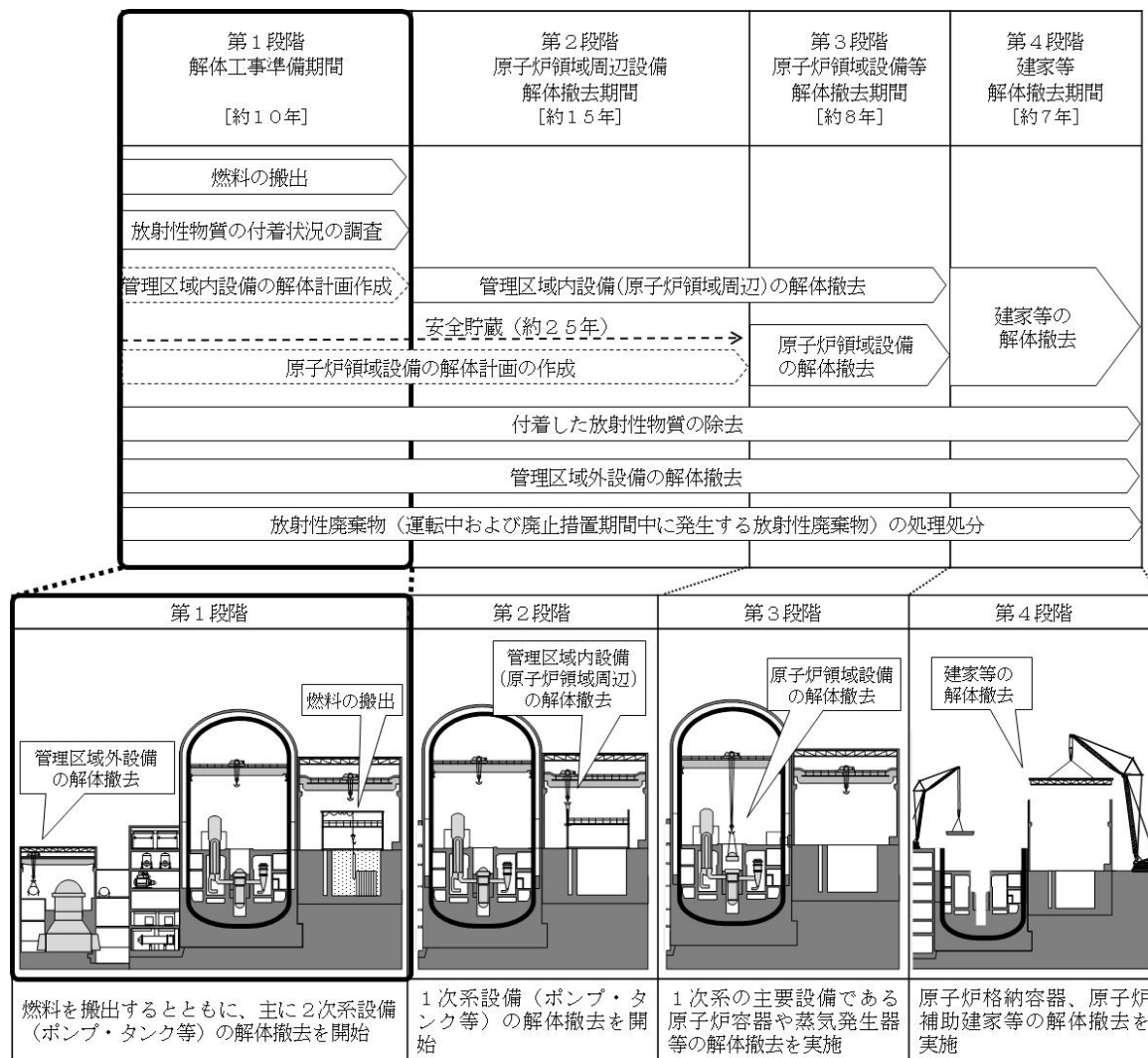
2号機の廃止措置計画では、第1段階で使用済燃料を2号機の使用済燃料貯蔵設備から搬出することとしているが、搬出先の1つである「使用済燃料乾式貯蔵施設」が、原子炉設置変更許可の審査中である。

このため、「使用済燃料乾式貯蔵施設」の設置変更許可を受けた後に、再度、廃止措置計画について必要な補正を行ない、認可を受けることとなり、1号機の廃止措置計画の審査より時間を要している。（参考：1号機は廃止措置計画認可申請から認可まで約6か月）

伊方発電所2号機の廃止措置計画の審査状況

【参考】廃止措置の全体像

1号機と同様、全体工程を4段階に区分して約40年かけて実施する。



伊方発電所 2号機の廃止措置計画の審査状況

【参考】 燃料の搬出

- 2号機の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵中の使用済燃料 316体は、第1段階の期間中に六ヶ所再処理工場、3号機の使用済燃料貯蔵設備、または、今後設置する使用済燃料乾式貯蔵施設に搬出する。
- 3号機または使用済燃料乾式貯蔵施設へ輸送した2号機の使用済燃料は、廃止措置終了までに再処理事業者に譲り渡す。
- 新燃料は、第1段階の期間中に加工事業者に譲り渡す。

